

山口県報

平成25年
10月29日
(火曜日)

目次

公告
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………



(三六九) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年六月七日山口県公告(一七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートラリアル周南店
所在地 周南市野村三丁目四七八七の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三七〇) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年六月七日山口県公告(一七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ドラッグストアモリ防府高井店
所在地 防府市大字高井九二〇の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(三七一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十月二十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市清瀬町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市清瀬町一丁目一〇番八号
有吉 都美
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字岸手
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市代々木通一丁目一〇番地
木本商事株式会社

平成
二十五年
十月二十九日
印刷

発行
行人所

山口
県知事
庁